

平成30年度
第2回兵庫県都市計画審議会

平成31年2月7日（木）
兵庫県農業共済会館7階 大会議室

開 会 午後 2 時 00 分

【会長挨拶】

【議案審議】

それでは、第 1 号議案、西脇市に係ります「東播都市計画道路（3.5.41 号野村蒲江線）の変更」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第 1 号議案、西脇市における東播都市計画道路、3 の 5 の 41 号野村蒲江線の変更について御説明いたします。関係資料は、お配りしております資料 1、資料 2、前面スクリーンのスライドを印刷したものが資料 3 となっております。

今回の変更は、新たに整備されます西脇市新庁舎・市民交流施設への主要なアクセス道路となります野村蒲江線について、道路交通の円滑化と安全性の向上を図るため付加車線を設置するものでございます。それでは、前面のスクリーンを御覧ください。

画面中央やや上に西脇市役所を、南側に J R 西脇市駅、J R 新西脇駅を示しています。また、画面右側に南北に走る道路が、国道 175 号となっております。赤色で縁取りをしている都市計画道路野村蒲江線は、重春安田線を起点とし、西脇市の中心市街地を経て、上戸田蒲江線に至る道路で、西脇市の発展に寄与する道路として、昭和 32 年に都市計画決定されました。今回、赤色の丸で示しております箇所において、変更を行います。

続いて、画面は変更箇所付近の位置図を示しています。西脇市では、老朽化や耐震性能不足などの課題を抱える市役所・市民会館につきまして、それらの課題解決を図るとともに、市の中心市街地におけるまちづくりを進めるため、図の黒の点線で示す位置に「新庁舎・市民交流施設」として移転新築することとなりました。

市街地が「新庁舎・市民交流施設」の西側に位置することから、「新庁舎・市民交流施設」敷地の西側を南北に走ります野村蒲江線が、主要なアクセス道路となります。

次に、変更の概要について御説明します。画面は平面図を示しています。「新庁舎・市民交流施設」へは、主に野村蒲江線から市道「庁舎西線」を経ましてアクセスすることになり、交通量が増加することになりますが、現状では、野村蒲江線から市道「庁舎西線」に向かう右折車線は整備されておられません。このことは、西脇市が平成 30 年 8 月に策定いたしました「新庁舎・市民交流施設整備基本計画」においても、課題として挙げられております。

そのため、より安全性の高い交差点とし円滑な交通を確保するため、野村蒲江線に右折車線を設置する変更を行います。

変更によって追加する区域は赤色で示しております約 140 メートルの範囲となります。

次に交差点の標準断面図について御説明します。写真は、野村蒲江線と、市道「庁舎西線」の交差点の現在の状況で、南から北に向かって撮影しています。画面右側が、新庁舎に至る市道「庁舎西線」となっております。画面手前から奥に延びています青色の点線が、現在の都市計画線です。下の左側の「変更前」の断面図に示しますように、3メートルの2車線の道路に2.5メートルの両側歩道を設置する計画となっております。このたび、3メートルの右折車線を設置するため、赤色の点線まで、赤色で塗った範囲につきまして交差点部の都市計画の区域を広げます。右折車線を設置することで、下の右側の「変更後」の断面図に示しますように、交差点部の幅員は、12メートルから15メートルになります。

続きまして、新庁舎周辺の道路整備計画につきまして、参考までに御説明いたします。新庁舎の周辺道路につきましては、今回の変更箇所であります野村蒲江線の右折車線設置だけでなく、西脇市により赤点線で囲んでいる箇所におきまして安全性や利便性などの確保の観点から、道路整備が計画されております。先ほど御説明した④庁舎西線及び①庁舎外周道路は、部分的に車道拡幅や歩道設置を行い、全幅13メートル、2車線、両側歩道の道路を整備する予定となっております。また、②庁舎東線につきましては、一部未整備箇所におきまして、全幅12メートル、2車線、両側歩道の道路を接続する予定となっております。③庁舎南線につきましては、①の庁舎外周道路との接続箇所におきまして、一部未整備箇所の歩道整備を行う予定となっております。

最後に、縦覧などの状況について御説明いたします。平成30年9月7日に住民説明会を開催するとともに、11月2日から16日まで2週間、都市計画案を縦覧に供しましたが、意見書の提出はなく、本案について西脇市に意見を聞いたところ、「異存なし」との回答を得ております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、または御意見がありましたらお願いいたします。

なお、審議の中で御発言になる場合は、議事録作成上、皆様の前に置いております名札の番号を述べてから御発言くださいますようお願いいたします。

いかがでしょうか。特に質問、御意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声)

○議長 特に御質問がないようですので、それではお諮りいたします。

第1号議案については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○議長 ありがとうございます。

御異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり可決いたします。

続きまして、報告事項「都市計画区域マスタープランの見直し」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 報告事項「都市計画区域マスタープランの見直し」について御説明いたします。前面のスクリーンで説明いたしますが、関連する資料としまして、お手元の参考資料1が見直し基本方針、参考資料2が平成30年第1回都市計画審議会の意見と対応、参考資料3が都市計画区域マスタープラン骨子案、参考資料4が前面スクリーンのスライドを印刷したものとなっております。それでは、前面スクリーンを御覧ください。

本日御報告させていただく内容は大きく3つあります。一つ目は都市計画区域マスタープラン等の見直しの概要について、二つ目は見直し基本方針について、三つ目は都市計画区域マスタープランの検討状況についてです。

まずは、都市計画区域マスタープラン等の見直しの概要について説明いたします。前回の審議会でも御説明いたしましたが、都市計画区域マスタープラン等とは何を指すのかと、見直しのスケジュールについて再度御説明いたします。今回見直し対象としている都市計画区域マスタープラン等とは、県が決定する3つの都市計画を指しています。

1つ目として、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープラン。2つ目として、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針。3つ目として、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる区域区分です。これらにつきましては、社会経済情勢の変化に対応するため、おおむね5年ごとに定期見直しを行っております。

見直しの大まかなスケジュールです。昨年11月の審議会で見直し基本方針(案)について御報告させていただきました。その審議会でもいただいた御意見を踏まえ、見直し基本方針を取りまとめました。今後は、この見直し基本方針をベースに各都市計画の見直しを進めていくこととなります。

本日は3つの都市計画のうち、都市計画区域マスタープランの現在の検討状況について報告させていただきます。なお、来年度は各都市計画の素案により、関係機関協議を行い、2020年度には説明会・公聴会、縦覧等の都市計画手続を進め、同年度末を目途に都市計画変更を

行う予定としております。

次に、見直し基本方針について御説明いたします。ここでは、見直し基本方針の位置付けと前回の審議会で頂きました御意見への対応について御説明いたします。

まず、都市計画区域マスタープラン等見直し基本方針とは、県が決定する3つの都市計画について、見直しの基本的な方向性を定めるものです。この見直し基本方針をもとに、それぞれの都市計画を見直していきます。

次に、前回の審議会で見直し基本方針（案）についていただきました主な御意見と対応について御説明いたします。なお、お手元の参考資料の2の表は左から順に、いただきました御意見、前回の見直し基本方針（案）における記載内容、対応方針、今回の見直し基本方針に追加した記載内容を示しております。また、参考資料1は追加した記載内容を反映しました見直し基本方針の本文です。併せて御参照ください。

まず、地域の交通インフラを維持する旨を記載すべきという御意見がありました。これにつきましては、前回案にも御意見の趣旨を含む記載はありましたが、より具体的な方針を示すため、交通ネットワークの方針において市町の地域公共交通網形成計画作成等により適切な輸送手段の確保を目指す旨を追記しました。

次に、防災街区整備方針について、指定の基準づくりを検討してはどうかという御意見がありました。防災街区整備方針における防災再開発促進地区等の指定に当たりましては、これまででも全県的に地区の木造率や建蔽率等のデータを用いて、密集市街地を抽出し、市町の考えを踏まえて指定しているところです。なお、いただきました御意見を踏まえ、より具体の整備方針を示すため、平成28年3月に県が作成した「密集市街地整備マニュアル」を基に、これまでの事業手法に加え、建築基準法の特例制度等を活用し、住民の自主的な建替えにより密集市街地の解消を目指す旨を追記しました。

次に、人口減少が著しい地域では、例えば集落内で有償ボランティアで運ぶことはできないかという御意見がありました。これにつきましては、交通ネットワークの方針において、交通ネットワークは交通インフラの整備状況や利用頻度等の地域の実情に応じ、適切な輸送手段により形成することとしていますので、各地域の都市計画区域マスタープランにおいて、地域の実情に応じた輸送手段の形成について検討することとします。

次に、集落の中の空き家について、仏壇の集約等を行えないかという御意見がありました。これにつきましては、市街化区域における空き地・空き家の利活用の促進については記載していましたが、非線引き都市計画区域等においても、地域コミュニティによる空き地・空き

家の利活用などにより、市街地や集落の生活環境の維持を図る旨を追記しました。

次に、立地適正化計画と大規模施設の立地調整のリンクを図るべきという御意見がありました。これにつきましては、市街化区域における魅力を高めるまちづくりの促進において、立地適正化計画による都市機能の誘導に加え、大規模な集客施設の立地については、県が策定している広域土地利用プログラムの活用により立地誘導・抑制を図る旨を追記しました。

次に、県が市町と調整し、連携して見直しに取り組むことという御意見と、市町都市計画マスタープランとの整合・調整を図ることという御意見がありました。これにつきましては、都市計画区域マスタープランを検討する中で、市町都市計画マスタープランとの整合を図るとともに、ヒアリング等により市町の意見を反映いたします。

次に、今後は情報ネットワークがますます発達し、都市づくりにおいても大きな力となる、都市空間とどう関係付けられるのかという御意見がありました。これにつきましては、地域のイニシアティブによる魅力的な都市づくりにおいて、国で検討されているスマートシティの考え方やモデル地区での取組等を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりについて検討を進める旨を追記しました。

次に、今後は自動運転技術が相当進むので、自動運転車が通行できる道路の整備を検討してはどうかという御意見がありました。これにつきましては、交通ネットワークの方針において、各地における実証実験の結果や国におけるスマートシティの考え方等を参考にしながら、新技術によるモビリティ・サービス時代に対応した交通ネットワークの在り方について検討する旨を追記しています。

次に、生産緑地と同様に防災農地についても固定資産税を軽減すべきという御意見がありました。これにつきましては、都市における農地は防災性を含めた多面的機能を有する緑地として位置付けが明確化されたところですので、御意見のとおり、都市農地の持つ防災性についても積極的に評価しながら、固定資産税の軽減措置を伴う生産緑地地区や田園住居地域の指定により、多面的機能を有する都市農地の保全を推進するものと考えています。

次に、事前復興まちづくりについて、事前に備えておくソフト面の対応はいいことだが、それがあからといってハード面の整備が停滞することがないようにするべきとの意見がありました。これにつきましては、御意見のとおり、ハード、ソフトの総合的な対策を行うことが事前復興の考え方であるため、その考え方を取り入れた土地利用を検討することとします。

最後に、都市機能の立地適正化が言われているが、農地も適正化が必要。田園住居地域の

指定等、市街化区域と市街化調整区域の間の方向性を示していけないかとの御意見がありました。これにつきましては、区域区分の見直しの考え方の中で、市街化が見込まれない区域の措置として記載しており、御意見のとおり、市街化区域内において低層の住宅地と農地が混在する区域にあっては、土地利用の動向等を踏まえつつ、田園住居地域の指定によって農地の保全に努めることとします。

以上が前回いただいていた御意見と対応についてです。これらを踏まえた見直し基本方針がお手元の参考資料1となっております。

次に、都市計画区域マスタープランの検討状況について説明いたします。ここでは改めて都市計画区域マスタープランとは何かと、現在検討中のマスタープランの骨子案について説明いたします。

まず、都市計画区域マスタープランとは、広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものとして、市町域を超える広域的な課題や、全県にわたる共通的な課題への対応方針及び根幹的な都市施設等の整備方針等を定めるものです。このマスタープランは、先ほど説明いたしました見直し基本方針に基づき見直していきます。

次に、現在の都市計画区域マスタープランの検討状況について、マスタープランの骨子案を基に説明いたします。参考資料3を併せて御覧ください。

まず、目標年次については、長期ビジョンの展望年次である2040年の都市の姿を展望しつつ、2025年とします。

策定単位については、現行のマスタープランと同様に、広域的な圏域として複数の都市計画区域を対象とした一体のマスタープランを策定することとし、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の6つの地域を設定します。なお、神戸都市計画区域については、神戸市が見直しを行うこととなります。

都市計画区域マスタープランの構成です。6地域の各マスタープランは、それぞれ全県共通部分と地域別方針により構成します。全県共通部分には6地域に共通する基本的事項と本県の都市づくりの基本方向を記載します。地域別方針には6地域ごとにそれぞれ目指すべき地域の将来像、区域区分の有無、都市づくりに関する方針や主要な都市施設等の整備目標を記載します。

それでは、全県共通部分について説明いたします。参考資料3の1ページ目を併せて御参照ください。

参考資料3、マスタープラン骨子案の1ページ目がマスタープランの全県共通部分です。

前面スクリーンにその構成を示しております。全県共通部分の左側上段の「第1 基本的事項」については、先ほど説明しました目標年次等を記載しています。また「第2 本県の都市づくりの基本方向」のうち、「1 都市づくりの基本方針」及び「2 都市計画に関する現況と課題」につきましては、前回の審議会で説明させていただきましたので、今回は説明を割愛させていただきます。ここでは、全県共通部分の右側の「3 目指すべき都市づくり」について説明いたします。

目指すべき都市づくりについてです。全体として、現行の都市計画区域マスタープランの内容を踏襲しておりますが、追加する新たな視点につきましては赤字で示しています。

安全・安心な都市空間の創出のうち、まずは総合的な防災・減災対策による安全な都市づくりについてです。前回から引き続き、地震・津波対策を進めるとともに、近年の台風や集中豪雨に対応した総合的な治水や災害に強い森づくりが必要であるとしています。さらに、土砂災害特別警戒区域の指定や事前復興まちづくりの考え方を踏まえた土地利用の検討が必要であることを追加しております。

次に、誰もが健康で社会参加できる安心な都市づくりについてです。ユニバーサル社会づくりの推進や高齢者の社会参加や外出の促進が必要であるとしています。また、新たに、女性の社会進出、共働き世帯の増加等に対応した子育て支援施設の整備促進を図ることとしています。

続いて、目指すべき都市づくりの2つ目、地域のイニシアティブによる魅力的な都市づくりについてです。

まず、地域の担い手が一定のエリア内において維持管理、運営に主体的に取り組むエリアマネジメントの促進を図ることとしています。

次に、地域資源を生かした魅力ある都市づくりについてです。インバウンドの誘致を含む多様な地域間交流の拡大を新たに追加しています。また、引き続き広域的な景観の保全・創造や良好な景観を阻害している施設などへの対応を行うこととしています。また、空き地・空き家の利活用や既存建築物のリノベーション等によるまちの再生の取組を促進することを追加しています。都市農地の保全に関しては、都市農地の保全や都市農業の振興を通じた都市と農が共生する生活文化を育成することを追加しています。

また、民間投資の誘導として、民間投資の適切な誘導や民間施設の立地が維持される一定の人口密度を持った地域形成、都市計画法などの特例制度や税制優遇・補助等による立地支援を適切に講ずることとしています。

最後に、前回の審議会での御意見を踏まえた見直し基本方針を反映し、情報ネットワーク等の活用として、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討していくこととしています。

続いて、目指すべき都市づくりの3つ目、持続可能な都市構造の形成について説明します。

基本的な考え方は、大都市、地方都市、中山間地等が役割分担・相互連携し、各地域が自立できる都市構造を目指すとともに、それらを交通ネットワークで連携し、新たな交流や地域のにぎわいを創出することとします。

エリアごとの基本的な方針として、市街地エリアでは低未利用地の活用、土地の高度利用や必要に応じた集約などを図ります。

市街地以外のエリアでは、一定のサービス機能を確保し、交通ネットワークの維持・確保により都市機能の補完を図ることとしています。

都市機能の役割分担と連携の方針としては、都市機能の集積度及び圏域の広さ等に応じて、都市機能集積地区を位置付け、適切な役割分担の下で相互連携を図ることとしています。

交通ネットワークの方針としては、交通インフラの整備状況や利用頻度等の地域の実情に応じた適切な輸送手段により、地区間を連携することとしています。また、前回の審議会での御意見を踏まえた見直し基本方針を反映し、自動運転等の新技術に対応した交通ネットワークの在り方について検討していくこととします。

地域連携型都市構造のイメージ図です。図の青い部分が居住を集積するエリアで、丸印が都市の拠点です。それぞれの都市の拠点では、フルセット型の都市機能を集積させるのではなく、居住の集積による人口規模を踏まえた都市機能を集積させ、それぞれの拠点間を交通ネットワークで連携することで都市機能の相互補完を行うこととしています。都市の拠点は集積する都市機能に応じて、広域都市機能集積地区、地域都市機能集積地区、生活都市機能集積地区の3種類を位置付けています。

広域都市機能集積地区は、県全体の中での地域を超える広域的な圏域を持ち、複合的な都市機能の集積度が特に高い神戸市中心部と姫路市中心部。地域都市機能集積地区は、地域全体を対象とした都市機能が一定以上集積している主要鉄道駅周辺や官公庁周辺等の市街地を、生活都市機能集積地区は、日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積している市街地等を位置付けています。なお、今回新たに災害の危険性が高い場所において、市街化の抑制や緑地等の保全という考え方を追加しております。

次に、地域別方針について説明いたします。お手元の参考資料3の2ページ目以降を併せ

て御参照ください。

はじめに、地域別方針の見直しの考え方について説明いたします。まず①として、地域別方針についても見直し基本方針の基本的な方向性にに基づき見直しを行います。また②として、区域区分の決定の有無及び方針につきましては、見直し基本方針に基づき、阪神間、東播、中播、西播都市計画区域において、現行どおり区域区分を定めることとします。なお、阪神間都市計画区域は、都市計画法の規定により区域区分を定めることが義務付けられています。最後に③の市町都市計画マスタープランや個別事業等との整合についてですが、これにつきましては、今後、市町や関係課室等に意見照会を行い、具体の位置付けや事業等の取組状況を把握した上で、マスタープラン本文において整合を図っていく予定です。したがって、本日御報告させていただく地域別方針の骨子案は、現時点で③を除く①と②の考え方を反映したものとなっております。

参考資料3、マスタープラン骨子案の2ページ目以降がマスタープランの地域別方針です。前面スクリーンにその構成を示しております。先ほど説明しましたとおり、市町都市計画マスタープランや個別事業等との整合につきましては今後の作業となりますので、本日は上から順に「1 長期的に目指すべき地域の将来像」と、「3 地域づくりに関する方針」の「(1) 地域連携型都市構造化の方針」と「(2) 土地利用に関する方針」までを説明させていただきます。

なお「2 区域区分の決定の有無及び方針」につきましては、先ほど説明させていただきましたので、ここでの説明は割愛させていただきます。

それでは、6つの地域について順に説明いたします。

はじめに、阪神地域の地域別方針です。全体として現行の都市計画区域マスタープランの内容を踏襲しておりますが、追加する新たな視点については赤字で示しています。それぞれ主なものについて説明いたします。

まず、長期的に目指す将来像についてです。隣接する神戸地域と共に県全体の活力を牽引する地域として、民間投資の積極的な促進による都市機能の強化や国内外との広域連携による国際競争力の強化を図ります。また、今後、高齢者人口の急激な増加が予想されることから、利便性の高い公共交通ネットワークを生かした、隣接する都市機能集積地区間での都市機能の相互補完を図ります。市街地エリアにおいては、利便性の高い駅周辺の高度利用等の推進を図り、一定の人口密度を維持するとともに、適切な土地利用の誘導や都市農地の保全・活用を図ります。市街地以外のエリアについては、地域のイニシアティブによる集落の

機能維持や活性化を促進するとともに、コミュニティバス等により市街地エリアの都市機能集積地区等との連携の確保を図ります。

次に、地域連携型都市構造化の方針についてです。商業、業務等の複合的な都市機能の集積がみられる神戸市や大阪市等の地域外との広域的な連携の推進を図ります。また利便性の高い公共交通ネットワークにより結ばれている地域特性を生かした地区間の連携や個性ある都市機能の強化を図るとともに、地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の形成を図ります。

次に、土地利用に関する方針についてです。既に都市機能を集積する地区等において、中心市街地活性化の取組やまちなか居住の促進、子育て支援施設の誘導等によりにぎわいの維持・創出を図ります。また、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定により、都市農地の保全・活用を図るとともに、広域的な観点からの大規模集客施設の立地誘導や、大規模工場の移転等に伴う適切な土地利用転換の誘導を図ります。また、市街化調整区域においては、新たに開通した新名神高速道路インターチェンジ周辺等における土地利用の計画的な誘導など、地域の実情に応じた地区計画制度等の活用により、地域の活力の維持に資するまちづくりの推進を図ります。

次に、東播磨地域の地域別方針です。

まず、長期的に目指す将来像についてです。本地域の臨海部では国際競争力の強化を図る神戸市や国際的な観光交流の促進を図る姫路市との役割分担に留意しつつ、都市機能の更新の集積、工業集積地における基幹産業や新産業の立地の促進を図ります。また内陸部では、交通結節点である地域都市機能集積地区において、都市機能の維持・充実と隣接する地区間での都市機能の相互補完を図ります。市街地エリアにおいては、利便性の高い駅周辺の高度利用等を図り、一定の人口密度を維持するとともに、農地等を生かしたゆとりある土地利用を図ります。市街地以外のエリアについては、地域のイニシアティブによる集落活力を維持する計画的なまちづくりを促進するとともに、コミュニティバス等により市街地エリアの都市機能集積地区と集落間との連携の維持・確保を図ります。

次に、地域連携型都市構造化の方針についてです。姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏構想や北はりま定住自立圏構想等の地域内外との広域連携の推進を図りながら、臨海部では神戸地域や西播磨地域とも連たんする一体の市街地として、一定の人口の維持や都市機能の維持・充実を図るとともに、内陸部ではコンパクトに市街地が形成された現在の都市構造を生かして、隣接する都市機能集積地区間での都市機能の相互補完を行い、地域全体の

都市機能の確保を図ります。また、地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の形成を図ります。

次に、土地利用に関する方針についてです。都市農地の保全や都市農業の振興により、都市と緑・農とが共生したゆとりある土地利用を促進します。また、広域的な観点からも大規模集客施設の立地誘導や大規模工場の移転等に伴う適切な土地利用転換の誘導を図ります。また、市街化調整区域においては、地域の実情に応じたまちづくりの手法として、地区計画制度等の活用により、地域の活力維持に資するまちづくりの推進を図ります。

次に、西播磨地域の地域別方針です。

まず、長期的に目指す将来像についてです。本地域では歴史的に東播磨、西播磨地域の中心として発展してきた姫路市中心部の広域都市機能集積地区において、都市機能の更新・強化や国際的な観光交流の促進を図ります。その他の地域都市機能集積地区においても、東播磨地域と同様に、都市機能の維持・充実を図り、地域全体での都市機能の確保や隣接する地区間での都市機能の相互補完を図ります。市街地エリアにおいては、姫路市中心部やその他臨海部の高度利用等を図り、一定の人口密度を維持するとともに、農地等を生かしたゆとりある土地利用を図ります。以下、市街地以外のエリアの方向性については、大きくは東播磨地域と同様です。

次に、地域連携型都市構造化の方針についてです。姫路市を中心とした播磨圏域連携中枢都市圏構想や播磨科学公園都市圏域定住自立圏構想等の地域内外との広域連携の推進を図りながら、臨海部では姫路市中心部を中心に一定の人口の維持や都市機能の維持・充実を図るとともに、内陸部ではコンパクトに市街地が形成された現在の都市構造を生かして、隣接する都市機能集積地区間での都市機能の相互補完を行い、地域全体の都市機能の確保を図ります。また地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の形成を図ります。

次に、土地利用に関する方針についてです。姫路市中心部においては、圏域全体の活性化を牽引するため、商業、業務、医療、教育、文化、芸術等の高次の都市機能の集積や、インバウンドの受入れ・周遊観光の拠点整備等を推進し、東播磨地域と同様に適切な土地利用等を図ります。

次に、但馬地域の地域別方針です。

まず、長期的に目指す将来像についてです。本地域では広大な地域に人口が点在するため、市町ごとに設定した都市機能集積地区において日常生活に必要な都市機能の維持・充実を図るとともに、公共交通ネットワークによる地域内外の連携強化により、地域全体での都市機

能の確保や滞在型観光等の多様な地域間交流の促進を図ります。市街地エリアにおいては、豊かな自然、文化・風土や歴史的景観を生かした市街地の形成を図り、インバウンドの誘致を含む国内外の多様な交流・環流の拡大を図ります。市街地以外のエリアについては、地域のイニシアティブによる集落の機能維持や地域の活性化を促進するとともに、デマンド型交通の導入や情報ネットワークの活用等により、市街地エリアの都市機能集積地区と集落間との連携の維持・確保を図ります。

次に、地域連携型都市構造化の方針についてです。但馬定住自立圏構想の推進等により適正な役割分担の下に地域全体の都市機能の確保を図るとともに、鳥取因幡定住自立圏構想等による地域外との広域連携についても推進を図ります。また、地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の形成を図ります。

次に、土地利用に関する方針についてです。地域の特性である豊かな自然環境を維持し、優れた歴史・文化等を生かしたまちづくりを推進するため、緑豊かな地域環境の形成に関する条例、いわゆる緑条例による開発行為の誘導や、他法令の規制誘導手法を活用した重層的な土地利用コントロールを行います。特にインターチェンジ周辺や国道9号、国道312号の沿道等の開発圧力が比較的強い地域においては、用途地域や特定用途制限地域等の活用により、適切な土地利用を誘導し、生活環境の悪化の防止を図ります。

次に、丹波地域の地域別方針です。

まず、長期的に目指す将来像についてです。本地域は全体的に山地が多く、限られた平野部に市街地が島状に点在するため、公共交通ネットワークによる京都府や阪神地域などの地域外との連携や、篠山市、丹波市の両市の都市機能集積地区間の連携強化により、地域全体での都市機能の確保や滞在型観光等の多様な地域間交流の促進を図ります。市街地エリアにおいては、歴史的町並みや美しい田園景観を生かした魅力ある市街地の形成を図り、インバウンド誘致を含む国内外の多様な交流・環流の拡大を図ります。市街地以外のエリアの方向性は、大きくは但馬地域と同様です。

次に、地域連携型都市構造化の方針についてです。既存の都市機能の適正な役割分担による地域全体での都市機能の確保を図ります。また、京都府丹波地域との大丹波連携の取組など、地域外との広域連携についても推進を図ります。また地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の形成を図ります。

次に、土地利用に関する方針についてです。丹波地域を代表する産業である農林業の振興や美しい田園景観を生かしたまちづくりを推進するため、但馬地域と同様に適切な土地利用

の誘導等を図ります。

最後に、淡路地域の地域別方針です。

まず、長期的に目指す将来像についてです。本地域は全体的に山地や丘陵地が多く、限られた臨海部の平地に市街地が島状に分布するため、公共交通ネットワークによる神戸市や徳島県などの地域外との連携や、地域内の都市機能集積地区間の連携強化により、地域全体での都市機能の確保や、滞在型観光等の多様な地域間交流の促進を図ります。市街地エリアにおいては、豊かな自然や歴史・文化、産業を生かした市街地の形成を図り、インバウンドの誘致を含む国内外の多様な交流・環流の拡大を図ります。市街地以外のエリアの方向性は、大きくは但馬地域や丹波地域と同様です。

次に、地域連携型都市構造化の方針についてです。淡路島定住自立圏構想等の推進等により、適正な役割分担の下に地域全体で都市機能の確保を図るとともに、神戸淡路鳴門自動車道によりつながる神戸地域、東播磨地域、徳島県等の地域外との広域連携についても検討を行います。また淡路島地域公共交通網形成計画等に基づき、地域の実情に応じた持続可能な公共交通網の形成を図ります。

次に、土地利用に関する方針についてです。地域特性である緑豊かな山並や変化に富んだ海岸線、伝統的な生活文化や産業等を生かしたまちづくりを推進するため、但馬地域や丹波地域と同様に適切な土地利用の誘導等を図ります。

以上が3つ目の都市計画区域マスタープランの検討状況についての説明となります。

今後は、これらの骨子案を基に、マスタープランの本文の作成を進めていきます。

以上で報告事項についての説明を終わります。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして御質問、御意見がございましたらよろしくお願いたします。

○27番 ちょっといろんな方針とか資料に渡っているんですけども、まず全体でも共通するかと思うんですけども、参考資料3の地域別の方針のところの、例えば西播磨地域で「3都市づくりに関する方針」の「(1) 地域連携型都市構造化の方針」の中で、一番下に地区の位置付けを踏まえた公共施設の機能の複合化等の推進ということで、他のエリア、東播磨地域などにも書かれているんですけども、この機能の複合化というのは具体的にはどういうことを想定しているのかをお聞きしたいと思います。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 御質問いただきました、地区の位置付けを踏まえた公共施設の機能の複合化等の推進ということで、今後一斉に更新時期を迎えるような医療福祉施設や教育文化施設等の公共施設のことについてここで書かせていただいているのですが、その位置付けとか、その人口の減少具合等による利用の需要の変化とか、そういったものも踏まえまして、今後更新する際に規模の最適化ですとか、あるいは今の都市機能によって機能の複合化、多機能化といったものを考えながら効率的な管理・運営が保たれるように、そういったことを推進するという趣旨でここは書かせていただいております。

○議長 はい、どうぞ。

○27番 例えば具体的に、これは尼崎市の方からお聞きしたんですけれども、今これはちょっと先んじてだと思えるんですけれども、例えば先ほどおっしゃったように、老朽化ということもあって、地域の公民館とか地区会館というものがあつたんですけれども、それを2つ、3つ一緒にまとめて、例えば生涯学習プラザとかいうことでいろんな機能を併せ持った会館ですと、ただその数としては地域から減っていつているということなんですね。尼崎市で聞くと、恐らくこの何年間に20以上は減っているということなんですね。例えば神戸市、今ここは神戸市は出ておりませんが、例えば、そういう地域の学童保育、児童館がいっぱいで足りないということで、新しく造るのに地域福祉センターの、ある一つのホールをそこに割り当てるということで、児童館としては受入れの数が増えるんですけれども、そこを利用されていたカルチャークラブとかサークル的なところの場所がなくなるといったことが、今、実際に起こっているんですね。ですからこういう問題が、今、複合化等という表現だったんですけど、実際にそういうことも起こっているということは問題だと思うんですね。今、やはり地域で高齢化が進んでいまして、居場所づくりというのはすごく大事になってきておりまして、こういう地域福祉センターとかが、例えば小学校区で一つだけでは足りないということでもありますので、そういうところはやはり責任をしっかりと公共施設が持っていたきたいなと思いますので、こういう表現の中でちゃんと地域で寄れる場所は確保するということが明記していただいた方がいいかなと思ひまして一つ質問いたしました。何かコメントがありましたらお願いします。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 この部分の記述に限らず、都市計画区域マスタープランということで、都市計画の広域的な方針を示したことで、それは当然、この区域マスタープランが各市町レベルに落とされることになるのとそれぞれの地域の実情というのはまたそれぞれ市町で変わりますので、

そこは市町の状況に応じて、この方針に沿ってまた都市計画等の方針を定めるといいますか、進められることになると思いますので、そのあたりは十分市町とも連携しながら進めていけるように取り組んでいきたいと思います。

○27番 もう1点よろしいでしょうか。これも多分全県的に関わってくるかと思うんですけども、例を挙げて言いますと、阪神地域の地域別方針とか、あるいは参考資料1のこの基本方針の14ページ、イの都市と緑・農との共生のところにも関係すると思いますが、この地域別方針の中で生産緑地法が改正されて、当初は2020年までだったその生産緑地制度を特定生産緑地ということでまた引き続きということができるようになったということや、あと大きさですね、500㎡以上のというのが300㎡以上ということで、面積も緩和されたということですけども、なかなかその2020年になりますと、例えば、今親の代からやっていて30年は絶対に続けられないといけないということでしたけども、2022年が来て、やめてもいいということになれば、これはやはり市街化区域で生産緑地というのがどうしても減っていくんじゃないかと、固定資産税の軽減制度があるんですけど、今の軽減制度だけではちょっと不十分じゃないかと、もう少し何か動機になる、もう少し頑張ろうということが必要で、やはり生産緑地を残すということにもう少し何か仕組みが要るんじゃないかというお声を聞いておるんですけども、それについてはいかがでしょうか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 委員の御指摘のように、都市における都市農地の役割と申しますか、あるべき形というのがここ何年かで大きく転換されまして、これまで宅地化すべきものとして位置付けられていた都市農地が、都市にあるべきものということで、そういったことで国の方でも関係法令を改正して都市農地を保全する形で取組が始まっているところです。その一つで生産緑地につきましても、今、御指摘がありましたように、その一団の規模500㎡以上という指定があるんですけど、それを300㎡に各市町さんの条例で引き下げられるとか、あと特定生産緑地という制度を御紹介いただきましたけれども、30年経過するまでに特定生産緑地に指定すれば、10年引き続いてそういった税制面での緩和とか優遇措置を受けられるということで、今、各市も、当然都市計画部局だけではなくて、農政部局、あるいはその地元の農業委員会とかJAとかを通じてそういった制度の周知を図られているところです。そういったことでもう少しこういった周知を図っていく必要があるのかなというふうに考えております。また、新たに都市農地の貸借の円滑化に関する法律というのができまして、それまでは生産緑地は自分たちで維持していかなければいけない、貸した途端にそういった税制優遇がなくなると

というような制度だったんですけれども、それが新たに法律ができて、一定の条件で貸借をすることによって、そのまま税制優遇が引き続き受けられるというような法律もできておりますので、そういったことも併せて周知しながら、生産緑地をできるだけ維持するように、市町とも周知活動を続けていきたいというふうに考えております。

○27番 是非その方向で進めていただきたいんですけれども、例えば、今、300㎡以上に緩和されたんだけど、それをもう少し下げられるというのを国に要望していただくとか、先ほどおっしゃったように、貸借、人に農地を貸して市民農園的にそういうことをされても制度の対象になるということなので、その辺はもっと周知もしていただきまして、何とか市街地でも都市農地を残していけるようにということまでぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。お願いします。

○6番 特に質問というわけではないんですが、この都市計画区域マスタープラン、ほかの県で僕もいろいろ見ていますが、こういう審議会を通じていろんな意見を聞いて、網羅的にいろいろ入れているんですね。結局と言ったらちょっと失礼なんですけど、どんどん、どんどん入れている。結局やっていることは、あれも大事、これも大事、それも大事って、実はどれも大事って言っていないんです。みんな大事というのはみんな大事じゃないというのと同じ。だから本来都市計画区域マスタープランというのはどういうものなのか、これ自体を本当は評価しないとだめなんですね。これがいいものか悪いものか、本当は考えなきゃいけない。どうやって考えたらいいかという、もしこのマスタープランがなかったらどうなっていたらどうかと考えるんですね。そうすると何が分かってくるかという、実はこのマスタープランをよく見ると、ほかの経済活動とか、市町村が考えたものが提案されたときに、ここに書いてあるからと言って後押しできるんですね。都市計画区域マスタープランと整合性が取れています。そういう意味では、いろんなものを網羅的に書いていた方がいいというものよく分かるんです。しかし、それだと実は、言い方は悪いですけど、じゃあ兵庫県は何をしているのということになるんですね。網羅的に書いてあったそのプランということなんですよ。特に人口がこれから減少していくと、それから地域の多様性を汲まなきゃいけない、あるいは地域の特徴を出さなきゃいけないというときに、簡単に言ったらポジティブリストですね。こういういいことを推進しますと書いてあるばかりのマスタープランで県庁の意図が通じるのかという、ちょっと本当は大丈夫かなという感じがするんですね。人口減少

しているからコストをある程度の、いわゆるネガティブリストみたいなものですね、こういうことはやらないと、こういう開発はしないと、そこから特徴付けをしていかないと、今のままだと色々な民間のものが出てきたとき、あるいは、市町村が勝手にやったときにどう整合するかに対して後押ししかしていないんですね、これ全部。だから少しこの直面している人口減少の中で、どういったものを本来規制すべきか、あるいは線引きの議論もありましたけれども、見直すのじゃなくて、逆線引きもあればいろんなやり方があるんですね。少しそういうのを考えてもらった方が、県庁としての、兵庫県としての都市計画マスタープランに多分近づくんだろうと、それが最初にあった五国の特徴を生かして相互に多様性を生む、文化を生むようなものにしていかないとだめなんですね。だからそこにつながっていくと。今はちょっと何かこう見ていると、どこも、これも大事、あれも大事と全部書いてあって、まあまあそうでしょうと。だからこれでいいのかということは今一度御検討願うとより明確になるということだと思います。

僕なんかプランと言ったときには、方針ですよ。方針とは何かというと、対立する2つの中でどれぐらい間をとったものをやりたいと思っているのかなというふうに見るんですね。例えば都市と地方で兵庫県はどちらにどの程度重きを置いて開発を進めたいのかなとか、どういう社会を目指したいのかなというふうに見ているんですけども、そういう意味でも、先ほど言ったようなネガティブリストと言いますか、そういうものを加えて考えるとより明確になる。しかし、実際には書けないものもあると思うんですね。ですからその辺は行政上の手続上書きやすいものにする。検討するときは、そういうのも考えてみてはどうですかという意見です。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 御意見を参考に、検討する際の参考にさせていただきたいと思います。

○19番 今の意見に決して反論するわけじゃないんですけど、あれもこれも入れていただいているのは現行の都市計画の中でもあると思います。例えば、地域別方針のところ、東播磨地域のところを見ていただいたらいいと思うんですけども、今回赤字でかなり特出ししていただいております。今言われているあれもこれもの中には例えばJR東加古川駅周辺の連続立体交差とか、明石城の地域資源を生かしたとかいうのも、これもあれもこれもの中に入ると思うんですけども、どうも調子が悪いので何とかしてくれということも入れていただいているんですね。例えば工場がどんどんなくなってしまうと、それと大規模集客施設の撤退、これは高砂山陽電車駅前のモールにずっと私も議会の方でも言っていますし、この前もこの

審議会でも言っていますけれども、出て行ってしまふものを何とかせいと。ところが条例では丸ごと出て行ってしまわないと指導できないと、一部が出ていく場合でも行政としても何とかせいということを行っているわけですね。それからそのページの一番終わりの方にありますけれども、都市の中の、町の中の空き地や空き家、これも何とかせいということなので、前へ出ている分もあるし、後へ行ってしまっている部分をどないするんやということもあるので、両面で頑張っていたら結構かと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○24番 これは全県共通部分の話になりますが、事前の説明とかいろいろお聞きしていたりして、ここで言うのも何なんですけど、先ほどのやりとりを聞いていて、例えば都市の維持管理コスト、これはもうこれからどんどん水道管の老朽化なんていうのが結構ニュースでも流れていて、待ったなしの状態だけでも財源がという話も出ていますし、あと今災害が頻発しています。その都度復旧、様々なコストがかかっている。じゃあ今度それに備えていこうという防災・減災の、やっぱりこれもコストがかかっているということを考えると、やはり大きな意味でこのまちという機能を集約していこうということをも明記はまだできないにしても、これをしっかり議論していきましょうよという問題提起を都市計画のこういうプランには盛り込んでいくべきなのかなという感じがしてきているんですけども、散りばめてはおられると思うんですね、いろんなどころに。ところが、やっぱりそういうのを今度の見直しまでにはしっかり議論しましょうよというぐらいの問題提起があってもいいかなと思うんですが、この点はいかがですか。

○事務局 そうですね、おっしゃることは非常に分かります。そういうのは我々は今、地域連携型都市構造化という言葉を使いまして、地域がそれぞれ役割分担をしながらそこで連携ということで、当然その中にはやはりそれぞれの地域では必要な集約などというのも考えとしてはあるかと思えます。あと地域全体で活力を維持するという意味では、必要な集約を図りながらも、やはり残すべきところは機能も残しつつという、この考え方を中心に考えているところではありますけど、イメージ図にも集約のイメージを書かせていただいておりますので、そういったことも取り入れながら、この地域連携型都市構造をもう少し考えていきたいと思えます。

○議長 ありがとうございました。

マスタープランの根幹に関わる議論でございますが、是非とも御発言がございましたらよ

ろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

蛇足かもしれませんが、1968年に都市計画の新法が施行されてちょうど50年になります。50年たって、この50年間というのは一貫して人口増加に対してどう市街地をコントロールするかということで一生懸命制度が設計されてきたのですけれども、これからは人口が減少するということで、多分制度としてもいろいろ見直していく必要があると思います。なかなか急にどうすべきかというところは難しいのですが、そういうところを意識しながらマスタープランの中で避けて通れないものをきちんと明記しながら、これからの人口減少化時代にふさわしいようなマスタープランにしていくというのは、これは非常に大きな課題だと思います。なかなかここですぐ答を出すのは難しいかもしれませんが、こういう審議会の場でも議論をしながら、皆さんで是非ともよりよいものにしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

はい、いかがでしょう。

○19番 今、先生から誘導されたというわけじゃないですけども、住民説明会ではしょっちゅう言っているのですけれども、私も学校を出て50年なんですね。大学が違いますけれども、東大落城のときに卒業して、そういうふう卒業してからいけいけ、どんどんで人口が減るとか、土地の値段が下がるとかいうようなことは全然その頃は考えていなかった。その中で都市計画を全国的に網の目のように張りめぐらしたと。国会でも県会でも議論があったのは、狭い国土、住宅地としては適しているのはたかだか1割なのに、そんな市街化調整区域とか要るのかというような議論もされているわけですね。今でも高砂市でも大きな範囲で調整区域になって、もう変な開発がされている。ずっと指摘しているんですけども、市街化区域に入れば別にこんなけったいなまちはできていないのに、調整区域を置いておくから農家住宅だとか、資材置き場とか、何かけったいなまちになってきているというようなことで、地域でもまちづくり研究会とか地域の人がいろいろやっているわけです。だからできるところはどんどん市街化区域にしたらいいと思うんですよ。調整区域に放っておいてけったいなまちになるよりも、市街化して行政が指導していいまちにすればいいと思うんですけどね、その辺がどうも法律の枠の中でがんじがらめになっているような気がいたしていますので、今、先生に誘導されたので一言私の最近の持論として、学校を出て50年たって世の中が変わってきているという実感の中で、この都市計画法をもうちょっと見直してほしいと、規制じゃなくて、もっとまちがまちらしく、村が村らしくできるような形の体系にできないかというのはいつも持論で申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

いかがでしょう。はい、お願いします。

○20番 先ほど地域連携型都市構造の説明があったときに、私は初めて理解できたんですけど、要はコンパクトシティにするんやという一つの行政要望というか、一つの別用語で使っているのかなと私は理解したんですね。ここで使おうとしている地域連携型都市構造というのは、要はコンパクトシティをつくっていきたいんだと、その後じゃあ出てくる大きな課題というのは、限界集落はどうするんやということなんだと思うんですよ。ここでは但馬とか丹波で非常にまどろっこしい言い方をしていますけども、要は限界集落はもう維持できないと、行政サービスはもう撤退しますということを実は言いたいけれども言えないからこういう書き方になっているんじゃないのかなと、それをさらに進めていくと、今但馬とか丹波、もちろん西播とかそこら辺もそうですけれども、私は都市部の議員が言うのはちょっと問題があるんですけども、要は獣害に皆さん困っておられるわけです。ところがこの獣害に困っておられる皆さんというのは、限界集落に近いところの方の大規模な農業を営んでいる方ではない人々なんです。これは恐らくこのマスタープランができて、その先にでき上がっていく都市計画の中でできてくる地域では人は存在していないということだと私は思っているんです。要は網を張って、わざわざ網の中で細々と自分の家で食べるだけの食料を生産しているところはもう存在しないんじゃないかと、そのことを踏まえた上である程度その限界集落なり、それに近い中山間地域の生活のあり方、あるいはその地域のあり方というのをもう少し誘導的に書けないのかなと。それは今の段階ではすごい抵抗があると思います。大変な抵抗があると思います。ただそれをすることによって、それは豊かな自然を守ることが逆にできるんじゃないか。今は結局獣害を防ぐために全部殺せですから。80歳、90歳、100歳でわずかに残った農地を細々と耕している人たちを守れということで全部殺せになっているわけです。そういうことも何かこの場では議論をして、含めていくべきじゃないのかなと思うんですが、どうでしょうか。言っていることは理解していただけるでしょうか。

○議長 いかがですか、事務局として何か御意見はないですか。今の御意見に対していろいろ反論もありますし、賛成だとおっしゃる御意見もあると思うんですが、いかがですか。

○事務局 ちょっとすぐこの場で意見を申し上げるとするのは難しいのですが、コンパクトシティの別用語ではないかというお話をいただいたんですが、地域連携型都市構造、これは前回の見直しのお話から用いている言葉で、そのときに、そういうコンパクトシティという言葉が使われ始めたときでしたので、その中で当然県の中で議論をしまして、単なる集約では

なくて、やはり兵庫県としては地域が活力を持って維持していくことが大事だということで、そういう趣旨でこういう考え方をマスタープランに掲げているということを一言申し添えさせていただきますと思います。

あと限界集落の話につきましては、当然非常に難しい問題と感じておりますので、マスタープランの中でどこまで書けるかというのもあるんですけど、当然その限界集落、そういった小規模集落に対する施策等は、県でも都市計画以外の分野でも講じられているところですので、そういった施策とこういった都市計画でできることの連携と言うか、その辺も考えながら、今後、地域別方針を書く際に御意見を参考にさせていただきたいと思います。

○議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。特に何か御意見はございませんでしょうか。

今後、どんどんこのマスタープランの熟度を高めていただける予定ですので、引き続き議論を続けさせていただきたいと思います。

特に本日ほかに御意見がございませんようでしたら、議事を閉じさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

特にございませんので、予定しておりました議事は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成 30 年度第 2 回都市計画審議会を閉会いたします。大変熱心に審議を賜りましてありがとうございます。

閉 会 午後 3 時 21 分